(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流の準尖頭値及び平均値が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル